地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年10月26日

京都府流域下水道事務所長 岸田 二彦

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 白灯油その1 (JIS 規格 1 号 K2203) 11キロリットル

イ 白灯油その2 (JIS 規格1号 K2203) 11キロリットル

(2) 調達物品の特質等 仕様書のとおり

(3) 納入期間

ア 契約日から合和4年1月31日(月)まで

イ 令和4年2月1日(火)から令和4年3月31日(木)まで

(4) 納入場所

洛西浄化センター(長岡京市勝竜寺桶ノ口1)

### 2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書(以下「確認申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

(2) 仕様書及び確認申請書の入手方法

ア 原則として、4の(1)の期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、4の(1)の期間の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の 業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「燃料類」—小分類「燃料油」

- (3) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、 納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供する ことができると認められる者であること。
- (5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所が所在する者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

## ア 令和3年10月26日(火)から令和3年11月8日(月)まで

イ 令和3年12月21日(火)から令和4年1月7日(金)まで ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)まで)を除く。

#### (2) 提出書類

ア 確認申請書(様式1)

イ 納入実績表 (様式2)

過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を5件程度記載すること。なお、契約保証金の免除を希望する場合は、国、地方公共団体(独立行政法人等は除く。)にいる納入実績を2件以上とすること。

(3) 提出場所

2の(1) に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 確認通知

申請書等の受付後、次に掲げる日までに通知する。

ア 令和3年11月10日(水)

イ 令和4年1月12日(水)

(5) その他

申請書等の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 5 質問の受付・回答

仕様書、契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

- (1) 質疑書(様式3) に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで2の (1)の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)
- (2) 受付期間

4の(1)のとおり

(3) 回答

次に掲げる期日までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。 4の(4)のとおり

#### 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和3年11月15日(月)午前11時

場所 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所 2 階北会議室

イ 日時 令和4年1月17日(月)午前11時

場所 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所 2 階北会議室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- イ 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び 「白灯油(流域下水道事務所)入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印するこ と。
- エ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。
- オ 入札回数は、2回までとする。
- カ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、1 リットル当たりの 単価を設定することを条件とする。
- キ 落札の決定は、カによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の 総額の比較によって行う。
- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、予定数量に対する総額(税込)とし、入札書に記載する 金額には、搬入費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、入札書に記載する金額に含める消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、100分の10とすること。

- (4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、 変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行 することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを 取りやめることがある。
- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。 なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札 を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の (1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書 又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入 札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

### (10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、速や かに再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

- イ 当初入札において辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。
- ウ 再度入札は、(2)から(9)までの方法により行うものとする。
- エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、 失格とする。

#### (11) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程(平成 31 年京都府公営企業管理規程第2号)第 113条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は 当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

### 7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 8 入札保証金

免除する。

#### 9 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

# 10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

# 11 契約書の作成の要否

要する。

# 12 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 13 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、各月の初日から末日までを月締めとして契約代金を支払うものとする。

## 14 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。